

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5 月 29 日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県知多市北浜町24番12

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

物産フードサイエンス株式会社

代表取締役社長 一ノ瀬 隆

電話番号 0562-55-1171

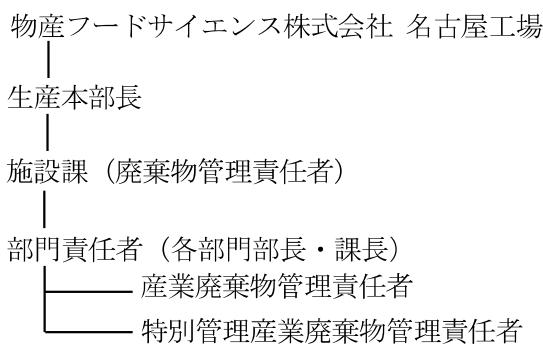
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	物産フードサイエンス株式会社 名古屋工場
事業場の所在地	愛知県知多市北浜町24番12
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16: 化学工業
②事業の規模	生産量: 70,000 t
③従業員数	178 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	糖アルコール類の製造及び販売 ・糖アルコール (D-ソルビトール) 類の製造に直接起因する廃棄物 汚泥→中間処理業者に委託して分級後、再資源化もしくは埋立、あるいは 焼却後、建設材料化 廃酸→中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分、再生処分業者に委託して エマルジョン化して燃料として再資源化 ・その他の工場発生廃棄物 廃油→再生処理業者に委託して油水分離して燃料として再資源化 廃プラスチック類→中間処理業者に委託して破碎、焼却、あるいは減容固 化後、再資源化、埋立処分、もしくは建設材料化 木くず→中間処理業者に委託して破碎後、燃料として再資源化 金属くず→再生処理業者に委託して原料として再資源化 ガラスくず→中間処理業者に委託して破碎後、埋立処分 ・共同廃水処理場 汚泥→脱水後に中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃水処理場で発生する脱水汚泥は、脱水機の運転の効率化により、処理業者委託量の低減を図っている。また、廃水処理場の更新による新規技術（嫌気性処理）の導入により、汚泥の発生量の削減を図っている（2018年6月（平成30年6月）より）。</li> <li>・処分業者へ優良認定処理業者の認定取得を指導している。</li> <li>・生産性の効率化により、廃棄物の排出の抑制を図る。</li> <li>・木パレットからプラスチックパレットへ変更。</li> <li>・蛍光灯をLEDへ交換。</li> <li>・分別の周知徹底により、再利用化を図る。</li> </ul>			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産の効率化により、廃棄物の排出の抑制を図る。</li> <li>・原材料・製品の期限管理を徹底し、廃棄ロスを図る。</li> <li>・製品の賞味期限の延長を検討し、廃棄ロスを図る。</li> <li>・木パレットからプラスチックパレットへ変更。</li> <li>・蛍光灯をLEDへ交換。</li> <li>・分別の周知徹底により、再利用化を図る。</li> </ul>			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず等は、それぞれ分別し、保管している。</li> <li>・水銀使用製品（廃電池や蛍光管等）は、他の物と混合する恐れがないように専用保管場所を設け、分別して単独保管している。</li> <li>・知多市のゴミの分別方法変更に伴い、2024年3月29日より、食品ゴミ（弁当のプラ製容器、カップラーメン容器等）は一般廃棄物ではなく産業廃棄物として処理する事となったため、工場内に食品ゴミ専用のごみ箱を用意し分別する様変更している。</li> </ul>	

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	
-----	---------------------------------------	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組) ・廃水処理場で発生する脱水汚泥は、脱水機の運転の効率化により、 処理業者委託量の低減を図っている。また、廃水処理場の更新による 新規技術（嫌気性処理）を導入し、効率運転により汚泥の発生量の削減を 図っている（2018年6月（平成30年6月）より）。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者を選定している。 ・可能な限り再生処理業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 ・生産性の効率化により、処理委託量の低減を図る。			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

項目			産業廃棄物の種類							
			汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック類	木くず	金属くず	混合物	合計
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	①現状	排出量	10,057	7	470	39	3	9	0.18	
	②計画【目標】	排出量	10,011	7	408	39	3	9	0.18	10,477
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	①現状	再生利用量	0	0	0	0	0	0	0	0
	②計画【目標】	再生利用量	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	①現状	熱回収処理量	0	0	0	0	0	0	0	0
		中間処理量	9,391	0	0	0	0	0	0	9,391
	②計画【目標】	熱回収処理量	0	0	0	0	0	0	0	0
		中間処理量	10,011	0	0	0	0	0	0	10,011
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	①現状	埋立処分量	0	0	0	0	0	0	0	0
	②計画【目標】	埋立処分量	0	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	①現状	全処理委託量	1,162	7	470	39	3	9	0.18	
		優良業者委託量	1,162	7	470	37	3	5	0.18	1,685
		再生利用業者委託量	257	7	347	1	3	9	0.18	624
		認定熱回収業者委託量	105	0	123	0	0	0	0	228
		認定以外熱回収業者委託量	0	0	0	0	0	0	0	0
	②計画【目標】	全処理委託量	1,200	7	408	39	3	9	0.18	
		優良業者委託量	1,200	7	408	37	3	5	0.18	1,660
		再生利用業者委託量	90	7	264	2	0	9	0.18	372
		認定熱回収業者委託量	96	0	144	0	0	0	0.0	240
		認定以外熱回収業者委託量	0	0	0	0	0	0	0.0	0

※現状:【前年度(令和6年度)実績】